

報告第 17 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年 12 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、区営住宅建物明渡等請求事件の訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成２８年８月２４日

足立区長 近 藤 弥 生

区営住宅建物明渡し等請求事件に係る訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

記

- 1 相手方
足立区関原在住者
- 2 訴えの要旨
足立区は、区営住宅の使用料相当額を支払わない相手方に対し、次のとおり請求する。
 - (1) 建物の明渡し
 - (2) 平成 2 3 年 1 月 3 1 日から平成 2 8 年 6 月 3 0 日までの区営住宅使用料相当額の未収金 1 , 0 6 0 , 0 0 0 円の支払
 - (3) 平成 2 8 年 7 月 1 日から明渡しの日までの家賃相当額の支払
 - (4) 訴訟費用の支払
- 3 訴訟遂行の方針
弁護士に訴訟を委任し、訴訟を遂行する。